生第79344号	鉱さいけい酸質肥料	くみあい粒状けい酸苦土石灰５号	産業振興株式会社	東京都千代田区神田小川町三丁目９番地２
生第81554号	汚泥肥料	グリーンアップやくの１号	福知山市上下水道部	京都府福知山市字堀（水内）945番地
生第84066号	汚泥肥料	グリーンアップやくの２号	福知山市上下水道部	京都府福知山市字堀（水内）945番地
生第88779号	混合りん酸肥料	粒状28苦土重焼燐入り農力アップ19号	産業振興株式会社	東京都千代田区神田小川町三丁目９番地２
生第88817号	鉱さいけい酸質肥料	粒状27.5農力アップ	産業振興株式会社	東京都千代田区神田小川町三丁目９番地２
生第88881号	汚泥肥料	工業汚泥肥料１号	日本フードパッカー株式会社	青森県上北郡おいらせ町松原二丁目132番地35
生第88882号	汚泥肥料	工業汚泥肥料７号	日本フードパッカー株式会社	青森県上北郡おいらせ町松原二丁目132番地35
生第109007号	液状肥料	大成ペースト10号	大成肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町石町47番地
生第109008号	液状肥料	大成ペースト12号	大成肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町石町47番地
生第109080号	液状肥料	大成ペースト14号	大成肥料株式会社	兵庫県加古川市別府町石町47番地
輸第9912号	液状肥料	液状硝酸マグネシウム	全農グリーンリソース株式会社	東京都千代田区麹町四丁目２番地６
輸第9913号	液状肥料	硝酸アンモニア液	全農グリーンリソース株式会社	東京都千代田区麹町四丁目２番地６
輸第9933号	硫酸加里	52.0硫酸加里	全農グリーンリソース株式会社	東京都千代田区麹町四丁目２番地６
輸第9940号	化成肥料	硝酸加里１号	全農グリーンリソース株式会社	東京都千代田区麹町四丁目２番地６
輸第9942号	硫酸苦土肥料	硫酸マグネシウム	全農グリーンリソース株式会社	東京都千代田区麹町四丁目２番地６
輸第9943号	硫酸マンガン肥料	硫酸マンガン	全農グリーンリソース株式会社	東京都千代田区麹町四丁目２番地６
輸第9944号	ほう酸塩肥料	ボラックス	全農グリーンリソース株式会社	東京都千代田区麹町四丁目２番地６
輸第9945号	ほう酸肥料	ホウ酸	全農グリーンリソース株式会社	東京都千代田区麹町四丁目２番地６
輸第9964号	化成肥料	第１燐酸加里	全農グリーンリソース株式会社	東京都千代田区麹町四丁目２番地６
輸第10011号	化成肥料	硝酸加里２号	全農グリーンリソース株式会社	東京都千代田区麹町四丁目２番地６
輸第10012号	化成肥料	硝酸加里３号	全農グリーンリソース株式会社	東京都千代田区麹町四丁目２番地６
輸第10013号	化成肥料	硝酸加里４号	全農グリーンリソース株式会社	東京都千代田区麹町四丁目２番地６
輸第12174号	硝酸ソーダ	硝酸ナトリウム15.5	全農グリーンリソース株式会社	東京都千代田区麹町四丁目２番地６
輸第12175号	硝酸ソーダ	硝酸ナトリウム16.0	全農グリーンリソース株式会社	東京都千代田区麹町四丁目２番地６
輸第13113号	硝酸ソーダ	硝酸ナトリウム15.7	全農グリーンリソース株式会社	東京都千代田区麹町四丁目２番地６
輸第100103号	ひまし油かす及びその粉末	ひまし油かす	株式会社FYC	福岡県福岡市中央区港２丁目１番５号
輸第105475号	尿素	46.0尿素	全農グリーンリソース株式会社	東京都千代田区麹町四丁目２番地６

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千三百八十三号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年八月五日付けをもつて次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年九月八日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25060	テトラニリプロール・イソチアニル・ペンフルフェン粒剤	ホクコーヨーバルプラｲﾑＥＶ箱粒剤	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一

○農林水産省告示第千三百八十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年農林水産省告示第千八百三十二号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年九月八日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。
第一・第二　（略）	第一・第二　（略）
第三　まいわし太平洋系群	第三　まいわし太平洋系群
一　（略）	一　（略）